

「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案に関する意見」

【名称】 (公益社団法人)

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
消費者提言委員会

【住所】 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号全国婦人会館2階

【電話番号】 03-6434-1125 (代表)

【メールアドレス】 nacs-teigen@nacs.or.jp

記

① (該当箇所) 1頁

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

(意見)

【丙案】電子情報処理組織を用いてしなければならない場合を設けない(電子情報処理組織を用いてする申立て等と書面等による申立て等を任意に選択することができる。)

この丙案に賛成です。

(理由)

国民のIT浸透度、本人サポートの充実度、裁判所のシステム環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセス(家裁は今回対象外で簡裁・地裁を念頭とか)が後退しないことを条件に、乙案を経て甲案実現を目指す今回の中間試案に接し、支援する思いと同時に、日本国憲法32条の「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」を思い起こしました。

わが国もネット社会になっているとはいえ、インターネットを利用していない人、不慣れな人が、日頃行きつけない場所である裁判所を利用する(訴え提起)ことは、大変緊張を強いられることです。裁判所利用は、初めての行為や不慣れなことで、とても憲法で保障されている「裁判を受ける権利」を遂行できかねると考えます。よって、利用者が書面等による申立て等とインターネットを用いた申立て等を任意に選択できる【丙案】に賛成いたします。

② (該当箇所) 2頁

第1 総論

1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合  
(意見)

(注4)(注3)で、本人及び訴訟代理人から書面等で訴状提出されたときに一旦受付をする、との考え方に賛成です。

書面等で提出された訴状についてインターネットを用いてする申出て等による補正がされたときは、書面等で提出された訴状の提出を基準として時効の完成猶予効を認めることに賛成です。

(理由)

裁判所のシステム故障により裁判上の諸々の手続きを行うことが出来なくなることを(4)で記載されていますが、リスク管理は重要なことだと考えます。

当事者等には書面で提出しておくことが肝要であることも周知しておく必要があります。

③ (該当箇所) 4 頁

第2 訴えの提起、準備書面の提出

(意見)

インターネットを用いてする訴えの提起及び準備書面の提出

(注1)インターネットを用いて訴えの提起及び準備書面の提出をする者の本人確認に関する規律の在り方について、引き続き検討する。と中間試案にあります。本人確認は重要なことです。なりすまし等が起きないように慎重に、しっかり規制をしてください。

IT化に移行後も、最初の申立て(訴え提起)時には、必ず本人が裁判所に出頭し、本人確認書面を提示させるなどのルールにするなども考えられます。

(理由)

なりすましや改ざんは、透明・公正な裁判を歪めてしまうことに、また、個人情報の漏えいに繋がります。本人確認は厳重に執り行ってください。

④ (該当箇所) 4 頁

第2 訴えの提起、準備書面の提出

インターネットを用いてする訴えの提起及び準備書面の提出

(意見)

(注2)濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、訴訟救助の申立ての有無にかかわらず、訴えを提起する際には、

一律に、例えば数百円程度のデポジットを支払わなければならない、と中間試案にあります。

濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、デポジット制を導入することに反対します。

(理由)

デポジット制は、自由な訴訟の権利を奪うことになり、反対です。

さらに、数百円程度のデポジットで濫用的な訴えの提起を防止できるとは考えられません。

⑤ (該当箇所) 4 頁

第3 送達

1 システム送達

(意見)

(3) 通知アドレスの届出をした当事者等が二以上あるときは、最初に送達すべき電子書類の閲覧又は複製をした者に係る閲覧又は複製の時にその効力を生ずる。と中間試案にあります。反対です。

(理由)

当事者等が二以上あるときは、最初の一人が閲覧又は複製したときに効力が生ずるのは論外です。

当事者等が二以上あるときは、全員が閲覧を完了したときにすべきです。あるいは(注4)通知アドレスの届出をしている者が複数いる場合に、当事者等がその一部を、送達を受けるべき者とする旨の届出をすることを認め、そのような届出があったときには、その人が閲覧した時に効力が生ずるなどにしてください。

⑥ (該当箇所) 5 頁

第3 送達

1 システム送達

(意見)

(4) 通知が発出された日から1週間を経過する日までに送達すべき電子書類の閲覧又は複製がないときは、電子書類を閲覧したとみなす。と中間試案にあります。反対です。

(理由)

通知アドレスの届出をした当事者に何らかの理由でメールが届いていない場合もあり、また、パソコン機器の不具合で閲覧できない場合もあります。閲覧したことにみなされることは、当事者にリスクが大き過ぎますし、この先の裁判にも影響を及ぼしかねません。

裁判所側が通知の到着を確認することが必要です。確認方法として、書面を郵送するか、電話で問合わせるなどの利用を検討してください。

⑦ (該当箇所) 5 頁

### 第3 送達

#### 1 システム送達

(意見)

(注2)裁判所のシステムを通じて提出された送達すべき電子書類等を通知アドレスの届出をしていない当事者等には、裁判所が自ら書面への出力を行った上でこれを送達することに賛同します。ただ、手数料をだれが負担するのかの取決めも課題です。

(理由)

(注1)、(注2)で、システム送達に関しては具体的な中身は未確定で、引き続き検討すると記載があります。

現状の対応を踏まえて検討されることを願っています。

通知アドレスの届出をしていない当事者等には、裁判所が書面等を郵送で届けることになると考えます。

#### ⑧ (該当箇所) 6 頁

### 第3 送達

#### 2 公示送達

(意見)

現行法では、公示送達は裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示する方法が行われていますが、実際には、送達を受けべき者が掲示を見て送達を了知する可能性はほとんどないといわれています。

そこで試案の本文(1)、当事者の利便を向上し、公示の効果を実質化する観点から、インターネットを用いた公示送達の方法を導入されることに、賛成です。

但し、現行法上、公示送達が行われる場合(呼出状の送達がされる場合を除く。)の掲示内容については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべきこと以外に定めはありませんが、実務上は、このほかに事件名や原告及び被告の氏名、送達すべき書類の一覧(目録)等が掲示されています。今後、公示送達にインターネットを導入するに当たっては、送達を受けべき者等のプライバシーに配慮が必要です。

(理由)

公示送達にインターネットを導入されることには賛成ですが、プライバシーに配慮が必要です。例えば、自己破産者の氏名の公表などを危惧します。

考えられる対策として、公示する内容を一定の情報に限定したり、一定の情報を閲覧するために本人確認を必要としたりするなどの方策を講ずる必要があると考えます。

#### ⑨ (該当箇所) 7～8 頁

## 第5 口頭弁論

### 4 準備書面等の提出の促しに関する規律

(意見)

裁判長が準備書面の提出期間を定めても、これに従った準備書面の提出がされないこともあり、相手方当事者や裁判所が提出される準備書面を事前に閲読して準備することができず、事件によっては期日が空転する場合もある事情は理解できます。

そこで、これに対処する方策として、『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明』に記載の、「遅延理由の説明義務を当事者に課する」、という考え方に賛成します。

(理由)

当事者に資料が提出できない何らかの事情や、提出が遅れている理由を申述べる機会を設けることが必要ではないかと考えます。

## ⑩（該当箇所）8頁

### 第6 新たな訴訟手続

(意見)

民事裁判手続のIT化によるウェブ会議等による口頭弁論の期日の実施や訴訟記録の電子化及び事件管理システムの導入によって、現実の出頭を要しない争点整理手続の普及による極めて柔軟で機動的な期日の指定やその運営、当事者及び裁判官相互のより緊密で即応性の高い口頭議論・争点整理手続が実現されることを目指してのものと推察いたします。通常の民事訴訟事件において、ITツールの特性を十分に活用することを前提として、当事者が望む場合には、終局までの期間を見通すことのできる訴訟手続（IT時代の新たな審理モデル）を法定することにより充実した計画的な争点等の整理、争点中心の集中審理による公正かつ適正な裁判手続を確保しつつ、終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めることが考えられ、引き続きの検討に期待いたします。

現段階では、【丙案】新たな訴訟手続に関する規律を設けないに賛成します。

(理由)

甲案は、原告の申出・被告は第1回期日の終了まで移行の申出、裁判所の移行決定審理期間6カ月、即時に取り調べられる証拠のみ、控訴禁止・異議の申立て。乙案は、共同申立て、審理計画6カ月、裁判所の移行決定。となっていて、当事者間で紛争を判決で解決するために適当と考える終局までの期間、主張の時期、立証の方法等について合意をすることによって、当事者において必要でないとする主張立証活動に労力や時間を費やすことなく、紛争解決に対する労力や時間を最適化することについて一定のニーズがあると思います。

そこで甲案と乙案は、このようなニーズを充足することを目的として、新たな訴訟手続

を設けることを提案されたと評価致します。

⑪ (該当箇所) 21 頁

第 11 訴訟の終了

(3) 新たな和解に代わる決定

(意見)

【乙案】新たな和解に代わる決定の規律を設けない、に賛成します。

(理由)

新たな和解に代わる決定の制度については、多様な懸念が示されていますが、中間試案の本文のうち乙案については、現状の 17 条決定に関する実務の運用に引き続き委ねることとし、新たな規律を設ける必要はないと考えます。

⑫ (該当箇所) 23 頁

第 12 訴訟記録の閲覧等及びその制限

2 裁判所外の端末による訴訟記録の閲覧および複製等

(3) 利害関係のない第三者による閲覧

利害関係のない第三者による電子情報処理組織を用いてする裁判所外における訴訟記録の閲覧

(意見)

中間試案の本文(3)は、利害関係のない第三者についても、裁判所外の端末によりインターネットを用いてする訴訟記録の閲覧を認める規律を設けるかどうかについて、二つの考え方を提示されました。

一つ【甲案】は、利害関係のない第三者も、訴訟記録を保管する裁判所の裁判所書記官に対して請求することにより、訴訟記録のうち一定の範囲のもの（具体的には、判決書その他の裁判書、調書（調書中の証人、当事者本人及び鑑定人の陳述、検証の結果並びに和解が記載された部分を除く。）並びに 訴状及び答弁書その他の準備書面）の閲覧を認めるものとし、証拠となるべきものの写しの閲覧は認めないものとする考え方。加えて、裁判手続の透明性を高めて裁判の公開を一層実質化する点に重きを置きつつ、当事者のプライバシーにも十分配慮すべきであるとの考えが示されています。

この【甲案】に賛成します。

もう一つ【乙案】は、利害関係のない第三者には、裁判所外の端末によりインターネットを用いて、訴訟記録の閲覧を認める規律を設けないとする考え方。

この【乙案】賛成します。

(理由)

利害関係のない第三者による閲覧について、甲案は「訴訟記録を保管する裁判所に出向き、裁判所書記官に対して請求する」とあり、「訴訟記録のうち一定の範囲」で「証

拠となるべきものの写しの閲覧は認めない」と閲覧範囲を限定していることから、閲覧できることに賛成します。

また、乙案は裁判所外の端末を利用しての自由に閲覧できる環境は、プライバシーや個人情報の保護の点から禁止すべきと考え、この乙案に賛成します。

### ⑬（該当箇所） 24 頁

#### 第 12 訴訟記録の閲覧等及びその制限

##### 4 閲覧等の制限の決定に伴う当事者の義務

（意見）

法第 92 条第 1 項の決定があったとき、当事者等又は補佐人は、その訴訟で取得した同項の秘密を正当な理由なく、当該訴訟の追行の目的以外の目的に利用し、又は当事者等又は補佐人以外の者に開示してはならないものとする、との中間試案に反対です。但し、（注 2）記載の「犯罪・DV等の被害者と加害者との間の民事訴訟において、被害者の身元識別情報が加害者側に知られない仕組みを創設する」、この考え方は賛成します。

（理由）

民事訴訟で、当事者は、自己のプライバシー又は営業秘密が含まれる主張、書面や証拠を提出することを求められます。このような場合、その訴訟における主張立証のために開示されたこれらの秘密が、他の当事者から漏えいする事態が生ずるとすれば十分な主張立証を行うことができなくなることを避けるため、今回の中間試案に盛り込まれたと推察します。

裁判は公開であり、記録も公開することで、国民が裁判所や裁判官を監視する機能もあると言われています。加えて、本人訴訟の利用は、簡裁で 8 割、地裁で 6 割と聞いています。本人訴訟に配慮するためにも、訴訟準備に支障が生じることなく相手方からの不服申立てが出来る規定にするべきと考えます。また、消費者問題訴訟の場合、勧誘時の違法性や渡された書面の違法性を立証する際に、他の事件で開示された資料に開示の制限がかかることはあってはならないことと考え、この当該中間試案に反対です。

（注 2）犯罪・DVの被害者と加害者との間の民事訴訟において、調査囑託の回答書など第三者が裁判所に提出した書類中に被害者の住所が記載されていても、相手方当事者による当該部分の閲覧等を防ぐためには、権利の濫用を根拠とする裁判所書記官の拒絶処分によらなければならず、運用の安定性を欠くとの指摘があります。このような指摘を踏まえ、犯罪・DV等の被害者と加害者との間の民事訴訟において、被害者の身元識別情報が加害者側に知られない仕組みを創設する考え方には賛成です。

### ⑭（該当箇所） 27 頁

#### 第 18 障がい者に対する手続上の配慮

(意見)

「民事裁判手続のIT化に伴い、障がい者に対する手続上の配慮に関する規律を設けることについては、引き続き検討する」との中間試案記載に賛成します。

(理由)

民事裁判手続のIT化により、裁判書類をオンラインで提出することができること、また、ウェブ会議等による期日への出頭を可能とすることは、基本的には障がい者の裁判を受ける権利をより実質化する観点からは望ましいものと考えます。

以上。